

税関総署、税関税金担保業務を改定

税関総署は、2021年11月30日、「税関税金担保改革の深化に関する公告」（税関総署公告2021年第100号、以下、本公告）を公布し、2021年12月1日より施行することを発表しました。

税関税金担保業務とは、予め税関に担保を差し入れることで、貨物の事前通関を申請したり、特定の税関業務手続きを行ったりする制度を指します。本公告は、こうした業務のために用いられていた税金一括徴収担保、納税期限担保などの保証状を「税関税金担保保証状」として統一しました。

また、本公告により、一件の担保（銀行発行の税金保証状・関税保険状）を全国の税関の複数の税金担保業務において共用し、かつ有効期限内は繰り返し担保限度額を使用することができるようになりました。なお、従前の規定が本公告と一致しない場合、本公告が適用されます。

<本公告の概要>

<p>税関税金担保業務の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 税金一括徴収担保：税金一括徴収業務を行うために税関に差し入れる担保 ● 納税期限担保：《税関事務担保条例》第4条第1項第3号の規定※に合致する担保 ● 納税要素担保：同条例第4条第1項第1・2・5号の規定※に合致する担保 ● 特定の税関業務の担保：同条例第5条第1項第2・3・4号の規定※に合致する担保 <p>※ 《税関事務担保条例》（該当部分のみ抜粋）</p> <p>第4条 以下の状況のいずれかがある場合、当事者は、税関手続きの完了までに税関に担保の差し入れを申請し、貨物の事前通関を求めることができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出入貨物の商品帰属・納税価格・原産地が確定していない場合 2. 有効な通関申告書が提供されていない場合 3. 納税期限内に税金を納付していない場合 5. その他の税関手続きが完了していない場合 <p>第5条 当事者は、以下の特定の税関業務手続きを申請する場合、税関の規定に基づき担保を差し入れる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 貨物・物品を一時的に出入国させる場合 3. 貨物を修理のために入国および加工のために出国させる場合 4. リース貨物を輸入する場合
<p>対象企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出入貨物の荷送人/荷受人 ・ 信用喪失企業は対象外
<p>担保の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 税関税金担保保証状（税金保証状） ● 関税保証保険状（関税保険状）

<p>手続きの流れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が金融機関に税金保証状または関税保険状の発行を申請 ● 税関とのネットワーク化が完了済の金融機関 … 税関に税金保証状・関税保険状の電子データを送信 未完了の金融機関 … 税金保証状・関税保険状の正本を発行し、企業が税関に提出 ● 企業登録地の直属の税関は、税関業務システムにて担保備案番号を採番 ● 税金一括徴収担保または納税期限担保による通関手続き … 企業は、通関申告書の申告画面にて担保備案番号を選択 税金徴収要素担保による通関手続き … 企業は、ワンストップ窓口で備案申請し、税関の審査批准・同意後、担保備案番号を選択 ● システム上の担保限度額の控除または税関による保証金の消込後、条件を満たす通関申告書は、即時に通関が可能 ● 企業の税金納付または担保の照合消込後、担保限度額は自動的に復活
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が税金保証状・関税保険状に明記した申告地の税関が取り扱う各税金担保業務は、すべて一件の税金保証状または関税保険状の共用が可能 ● 税金保証状の受益者または関税保険状の被保険者には、企業の登録地・通関申告書の申告地直属の税関を含めること ● 担保限度額は、有効期限内で繰り返し使用可能 ● 本公告の施行前に備案済で、かつ有効期限内の税金保証状・関税保険状は、備案した用途に基づき関連業務を実施可能

以 上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大廈16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開発区
東南大道33号 科創大廈8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大廈4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。